**求人者マイページ　開設用アカウント登録についてのご案内**

　これまでにハローワーク三鷹で求人申し込みをしたことのある事業所の場合は、以下の手順で「求人者マイページ」を開設することができます。

1. ハローワーク三鷹　事業所部門に、アカウントとして使用するメールアドレスを提出します。
2. ハローワーク三鷹が、事業所台帳にメールアドレスを登録します。
3. メールアドレス登録後、ハローワークから事業所ご担当者に、登録が終わったことをご連絡します。
4. 「ハローワークインターネットサービス」トップページ「事業主の方」→「求人者マイページ開設（パスワード登録）」から、パスワードの登録をしてください。

　「求人者マイページ」開設を希望される場合は、以下の項目に記入してハローワーク窓口で直接提出いただくか、【お問い合わせ先】記載のメールアドレスに、以下の各項目について記載したメールを送付してください。

　ログイン用メインアカウントとして使用するメールアドレスを次の通り登録いたします。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

　事業所名

　所在地

　事業所番号　　　１３１７－　　　　　　　　　　　　　　　　　　　－　　　　　　＿

　連絡先電話番号　　　　　　　　　　　　（　　　　　　　　）

　担当者名

　登録用メールアドレス

　＜注意事項＞

　・　登録用メールアドレスは、可能な限り個人用ではないものをお勧めいたします。

　　　（個人用メールアドレスで登録の場合、退職等により使用できなくなると

　　　　求人者マイページの利用もできなくなるため）

　・　登録できるアドレスは、事業所のメールアドレスです。

　　　社会保険労務士の方の所有するメールアドレスを登録することはできません。

【お問い合わせ先】

　ハローワーク三鷹　事業所部門

ＴＥＬ：０４２２－４７－８６０７

Ｍａｉｌ：mitaka-kyujin@mhlw.go.jp